

京都市告示第 186号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和 3年 6月15日

京都市長 門川 大作

- 1 道路の種類 府 道  
 供用開始の期日 告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
宇多野嵐山 山田線	右京区梅津大縄場町20番地の3地先から	旧	メートル 200.00	メートル 10.05
	西京区嵐山宮ノ前町56番地の2地先まで	新	200.00	13.00 ~ 29.20
嵐山西院線	西京区嵐山宮ノ前町56番地の2地先から	旧	200.00	10.05
	右京区梅津大縄場町20番地の3地先まで	新	200.00	13.00 ~ 29.20

- 2 道路の種類 市 道  
 供用開始の期日 告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
嵐山祇園線	西京区嵐山宮ノ前町56番地の2地先から	旧	メートル 200.00	メートル 10.05
	右京区梅津大縄場町20番地の3地先まで	新	200.00	13.00 ~ 29.20

四条通	右京区梅津大縄場町20番地の3地先から 西京区嵐山宮ノ前町56番地の2地先まで	旧	200.00	10.05
		新	200.00	13.00 ~ 29.20
太秦緯38号 線	右京区太秦和泉式部町10番地の1地先から 同町15番地の3地先まで	旧	128.80	3.20 ~ 3.70
		新	128.10	3.86 ~ 4.56

(建設局土木管理部道路明示課)